

集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める意見書

これまで歴代政府は、集団的自衛権について、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」としてきた。

ところが、現在、安倍内閣のもと、集団的自衛権の行使を憲法解釈の変更によって容認しようとする動きが急速に強まっている。

しかし、国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することは、あってはならないことである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これを無視して強引に解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

したがって、国におかれては、集団的自衛権に関するこれまでの政府見解を堅持し、集団的自衛権の行使につながる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月 日

衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 谷垣禎一 殿
外務大臣 岸田文雄 殿
防衛大臣 小野寺五典 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 柳 澤 澄